

熊谷市バドミントン協会表彰規程

(目的)

第1条 目的

本規程は、熊谷市バドミントンの振興発展に貢献した団体及び個人に対し、その榮譽を顕彰するために次のような表彰規程を定める。

(表彰の種類と資格)

第2条 表彰は次の各号に該当するもので、大会結果及び本協会役員又は加盟団体が推薦したものとす
る。

(1) 大会ごと表彰

ア. 次の大会において1位～3位に入賞した個人を表彰する。

(ア) 熊谷市バドミントン協会の主催の大会

イ. 表彰内容は大会要項による。

(2) 熊谷市バドミントン協会表彰 (毎年)

ア. 該当する者 (個人)、クラブ (団体) がある時は毎年1月末までに第4条の推薦方法により提出する。但し、優秀選手 (優秀クラブ) 表彰に関する提出期限はこの限りではない。(大会終了後、速やかに提出する。)

イ. 同一人 (同一クラブ) が複数の賞の候補者 (候補クラブ) になった場合の賞の選択は、受賞候補者 (候補クラブ) に任せる。

ウ. 表彰候補者が故人である場合であっても、追彰することとする。

エ. 表彰は、熊谷市バドミントン協会受賞者祝賀会で行う。

オ. 以下の賞とする。

(ア) 功労賞

*永年にわたり、熊谷市バドミントン協会発展のために功労のあった者 (個人) 又はクラブ (団体)

*熊谷市において、永年バドミントンの振興並びに指導につとめ、功績のあった者 (個人)

*永年とは10年を目安とし、年齢は特に規定しない。

(イ) 振興賞

*熊谷市バドミントン協会傘下のクラブ (団体) において、永年にわたり選手又は指導者として活躍し、そのクラブ (団体) 発展に寄与し、併せてバドミントンの振興に貢献した者 (個人)。

*地域又は職場などにおいて、永年にわたり選手又は指導者として活躍し、その発展に寄与し、併せてバドミントンの振興に貢献した者 (個人)

*永年とは10年を目安とし、年齢は特に規定しない。

(ウ) 感謝状

*永年にわたり、熊谷市バドミントン協会発展のために功労のあった者 (個人) 又はクラブ (団体)

*地域又は職域などにおいて、永年にわたりバドミントンの振興発展につとめ功績のあった者 (個人) 又はクラブ (団体)。

*年数 (期間)、年齢は特に規定しない。

(エ) 優秀選手賞（優秀クラブ賞）

*本協会にクラブ登録し、当該クラブの選手として出場した場合とする。但し、大会事前に登録のこと。

*次の団体等が認めた公式大会において、優秀な成績をおさめた者（個人）及びクラブ（団体）を表彰する。

☆文部科学省（埼玉県、埼玉県教育委員会）

☆財団法人日本体育協会（財団法人埼玉県体育協会）

☆財団法人日本オリンピック委員会

☆財団法人日本バドミントン協会

（関東バドミントン連盟、埼玉県バドミントン協会）

☆財団法人全国高等学校体育連盟

（関東高等学校体育連盟、埼玉県高等学校体育連盟）

☆財団法人全国高等学校体育連盟バドミントン専門部

（関東高等学校体育連盟バドミントン専門部）

（埼玉県高等学校体育連盟バドミントン専門部）

☆財団法人日本中学校体育連盟

（関東中学校体育連盟、埼玉県中学校体育連盟）

☆日本中学校体育連盟バドミントン専門部

（関東中学校体育連盟バドミントン専門部）

（埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部）

☆日本小学生バドミントン連盟

（関東小学生バドミントン連盟、埼玉県小学生バドミントン連盟）

☆全日本学生バドミントン連盟

（関東学生バドミントン連盟）

☆日本教職員バドミントン連盟

☆日本レディースバドミントン連盟

（関東レディースバドミントン連盟、埼玉県レディースバドミントン連盟）

*団体のメンバーとしての参加は個人表彰の対象とする。

*表彰は次の基準による。

☆埼玉県大会 団体：優勝、準優勝

個人：ダブルス ベスト4以上、シングルス ベスト4以上

☆関東大会 団体：ベスト4以上

個人：ダブルス ベスト8以上、シングルス ベスト8以上

☆全国大会 団体：ベスト8以上

個人：ダブルス ベスト16以上、シングルス ベスト16以上

☆国際大会 団体：出場

個人：ダブルス出場、シングルス出場

カ. 表彰内容は功労賞・振興賞・感謝状は賞状を、優秀選手賞（優秀クラブ賞）は賞状と記念品を授与する。

(3) 特別表彰

- ア. 該当する者（個人）、クラブ（団体）がある時は第4条の推薦方法により提出する。提出期限については、記念式典実施日決定後に決定し、役員及び加盟団体に連絡する。
- イ. 前回以降の10年間のものを対象とする。
- ウ. 同一人（同一クラブ）の表彰は1回1賞とし、同一人（同一クラブ）が複数の賞の候補者（候補クラブ）になった場合の賞の選択は、受賞候補者（候補クラブ）に任せる。
- エ. 特別功労賞、特別振興賞、感謝状の同一人（同一クラブ）への表彰は、原則として1回限りとする。但し、過去の受賞後も特に功績があった者（個人）、クラブ（団体）又は同等な功績があった者（個人）、クラブ（団体）はこの限りではない。
- オ. 表彰候補者が故人である場合であっても、追彰することとする。
- カ. 表彰は、熊谷市バドミントン協会創立10の倍数記念式典で行う。
- キ. 以下の賞とする。

(ア) 特別功労賞

- *永年にわたり、特に熊谷市バドミントン協会発展のために功労のあった者（個人）又はクラブ（団体）
- *熊谷市において、永年バドミントンの振興並びに指導につとめ、著しく功績のあった者（個人）

(イ) 特別振興賞

- *熊谷市バドミントン協会傘下のクラブ（団体）において、永年にわたり選手又は指導者として活躍し、そのクラブ（団体）発展に寄与し、併せてバドミントンの振興に貢献した者（個人）。
- *地域又は職域などにおいて、永年にわたり選手又は指導者として活躍し、特にその発展に寄与し、併せてバドミントンの振興に貢献した者（個人）。

(ウ) 感謝状

- *永年にわたり、特に熊谷市バドミントン協会発展のために功労のあった者（個人）又はクラブ（団体）
- *地域又は職域などにおいて、永年にわたりバドミントンの振興発展につとめ特に功績のあった者（個人）又はクラブ（団体）。

(エ) 優秀選手賞（優秀クラブ賞）

- *本協会にクラブ登録し、当該クラブの選手として出場した場合とする。但し、大会事前に登録のこと。
- *熊谷市バドミントン協会表彰優秀選手賞（優秀クラブ賞）表彰基準によって優秀な成績をおさめた者（個人）及びクラブ（団体）の中から表彰する。

- ク. 表彰内容は特別功労賞・特別振興賞・感謝状は賞状を、優秀選手賞（優秀クラブ賞）は賞状と記念品を授与する。

(4) 公益財団法人熊谷市体育協会表彰

- ア. 表彰候補者の選考は、公益財団法人熊谷市体育協会表彰規程による。

(5) その他の団体表彰

- ア. 表彰候補者の選考は、当該団体の表彰規程による。

（選考と決定）

第3条 第2条により推薦されたものについては、別に定める熊谷市バドミントン協会表彰候補者選考（推薦）委員会で選考し決定する。

(推薦方法)

第4条 第2条により該当するものがあるとき、別紙表彰候補者推薦状に下記事項を記載して熊谷市バドミントン協会会長あてに提出する。

- (1) 所属団体（所属クラブ）名、所属団体（所属クラブ）代表者・印
【団体（クラブ）に所属していない場合は、推薦者氏名・印のみ】
- (2) 氏名、生年月日、住所、所属
【団体（クラブ）を推薦する場合は、住所のみ】
- (3) スポーツ歴（役員経歴も含む）
【団体（クラブ）を推薦する場合は、団体（クラブ）略歴】
- (4) 推薦理由
- (5) その他、特筆すべき理由

(表彰候補者選考（推薦）委員会)

第5条 表彰候補者選考（推薦）委員会は、候補者選考を行うために次のように組織し運営する。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計、監事を委員とし組織する。
- (2) 委員長は理事長を、副委員長は副理事長を会長が委任する。副会長は書記を兼ねる。
- (3) 委員長は会務を総理する。
- (4) 委員長事故ある時、又は不在の時は副委員長がその職務を代理し執行する。
- (5) 委員会は会長が招集する。
- (6) 委員会は、委員現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事について書面(委任状)をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
- (7) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところとする。
- (8) 委員長は、選考結果を推薦要請先（本協会役員又は加盟団体）に連絡する。

(定め無き事項)

第6条 この規約に定め無き事項は、理事会の議を経て決定する。

附則

この規程は、2010年4月1日より施行する。

改定：2012年4月8日。

- * (目的) 内容を一部削除〔第1条〕
 - * (表彰の種類と資格)・内容を一部変更〔第2条：(1)ア(ア)、(2)ア.〕
 - ・内容を全削除〔第2条：1)イ)(ウ)〕
 - ・内容を追記〔第2条：(2)オ(エ)、(3)キ(エ)〕
 - * (表彰候補者選考（推薦）委員会) 内容を一部変更〔第5条 (1)〕
- [※ 熊谷市体育協会が財団法人から公益財団法人となる。第2条：(4)、(4)ア]

改定：2013年4月7日

- * (表彰の種類と資格)・内容を一部変更〔第2条：(2)ア〕
 - ・内容を追記〔第2条：(2)オ(エ)*、(3)キ(エ)*〕
- * (表彰候補者選考(推薦)委員会)・内容を一部変更〔第5条：(6)〕
 - ・内容を全文削除〔第5条：(9)〕

改定：2015年4月5日

- * 協会規約改定に伴い（選考と決定）・内容を一部削除〔第3条〕